

重度視覚障害者(児)に対する移動支援と同行援護の比較

	移 動 支 援	同 行 援 護
サ ー ビ ス 内 容	屋外での移動が困難な障害者又は障害児につき、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動中の介護を供与する。 ※外出の範囲 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動のための外出について算定することとし、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。 ただし、次のような外出を除く。 ①通勤、営業活動等経済活動に係る外出 ②社会通念上適当でない外出 ③義務教育機関への通学、通所施設への通所等に係る通年かつ長期にわたる外出 標準支給量の範囲内であれば 通年かつ長期にわたる外出(1週間に一度程度、同一の目的のために、3か月以上程度の期間にわたり定期的に行う外出)も可能 ※ ただし、義務教育機関への通学、通所施設への通所等を除く。	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。 ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。) ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ③ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助 ※外出の範囲 通勤、営業活動等経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。 通年かつ長期にわたる外出はサービスの対象外
対 象 者	障害者 視覚障害1級又は2級に該当する者で、障害程度区分1以上と認定された者、又は移動に見守り以上の支援を要する者 (視覚障害以外の身体障害、知的障害、精神障害も対象) 障害児 視覚障害1級又は2級に該当する者で、移動に全介助又は一部介助を要する者 (視覚障害以外の身体障害、知的障害、精神障害も対象)	障害者(児) 同行援護アセスメント票で要件を満たす者 概ね ・1級又は2級の視覚障害 ・3級の視野障害 ・夜盲 ※身体介護を伴う場合 障害程度区分が2以上で、障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外と認定された者